

和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市内の保育所等に新たに就労する潜在保育士等の確保及び定着を図り、保育士不足を解消することを目的として、予算の範囲内で潜在保育士就労支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であって、本市以外の者が設置する保育所、認定こども園のうち、和歌山市内に所在するものをいう。
- (2) 保育士等 保育所等に勤務する保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18の4に規定する保育士をいう。）及び保育教諭（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭をいう。）をいう。
- (3) 転入保育士等 和歌山市外から転入した保育士資格保有者で、和歌山市内に居住継続する者をいう。
- (4) 潜在保育士 保育士資格取得後1年以上経過し、保育士等として1年以上就労していない者。ただし、転入保育士等の場合は離職期間を問わない。
- (5) 常勤 1か月当たり概ね120時間以上勤務することをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、潜在保育士のうち、令和7年4月1日以降に保育所等に保育士等として新たに就労した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育所等の設置者又は運営する者に直接雇用された常勤保育士等であること。
- (2) 保育所等における勤務開始日から2年以上継続して同一の保育所等（当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等を含む。）に保育士等として勤務することが見込まれること。
- (3) 転入保育士等にあっては、勤務開始日の前後1か月以内に市外から住民票を異動させた者であること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は交付対象者としない。

- (1) 保育所等の設置者又は運営する者に、施設長、園長、所長、管理者その他同種の職種として雇用されている者又は保育に従事していない者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が交付することが適当でないと認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、200,000円とする。ただし、交付対象者が転入保育士等である場合にあっては、300,000円とする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定による申請は、和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請において、市長は、事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

4 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 保育士証の写し

(2) 雇用条件の内容が分かる書類の写し

(3) 前歴証明書又は保育所等に提出した履歴書の写し

5 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による通知についても、同様とする。

6 前項に規定する通知は、和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(申請期限)

第6条 前条第1項の申請は、採用された日以後における最初の3月31日（当該採用された日の属する月が3月の場合にあっては、同日以後における最初の4月10日）までに市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、和歌山市潜在保育士就労支援補助金請求書（別記様式第3号）によるものとする。

(変更等の報告)

第8条 規則第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。

）は、保育所等における勤務開始日から起算して2年以内に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、和歌山市潜在保育士就労支援補助金変更届（別記様式第4号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 労働条件又は勤務条件の変更により常勤でなくなったとき。

(2) 申請時に勤務していた保育所等又は当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等において保育士等として勤務しなくなったとき。

(3) 申請の内容に変更が生じたとき。

2 前項の規定に基づき変更届を提出しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 退職後、1か月以内に他の保育所等に就労した場合（他の保育所等に転職した場合を含む） 就労証明書

(2) 出産に伴い退職し、出産後概ね1年以内に同一の保育所等に復職した場合 母子健康手帳の交付決定者の名前と、出産予定日のわかるページの写し及び就労証明書

(3) 交付決定者の病気若しくは災害により就労を継続できなくなったと認める場合 医師から

の診断書の写し若しくは罹災証明書

(4) 雇用者都合による解雇その他やむを得ない理由により就労を継続できなくなったと市長が認める場合 市長が認める書類

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第16条の規定により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合であって、その理由が交付の決定を受けた者の責めに帰すべき理由によらないときは、この限りでない。

(1) 保育所等における勤務開始日から起算して2年以内に前条第1項第1号又は第2号に該当したとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(勤務状況の確認)

第10条 市長は、必要に応じ、交付決定者が勤務する保育所等に勤務状況を確認するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付決定者は、当該補助金に関する書類を、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

和歌山市長 様

住所
氏名
電話番号

和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付申請書

潜在保育士就労支援補助金の交付を受けたいので、和歌山市補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、審査に当たっては、必要な範囲で、私の勤務状況等を私が勤務する保育所等へ調査することに同意します。

勤務する保育所等の名称	
1 か月当たりの勤務時間	時間
勤務予定期間 (雇用期間について定め がある場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで 更新の有無 ☐ 更新される場合がある ☐ 更新はない
保育所等での勤務経験 (保育所等での勤務経験 がある場合のみ記入)	直近の勤務保育所等の名称 直近の勤務保育所等退職日 年 月 日
保育士の登録年月日	年 月 日
過去に和歌山市潜在保育 士就労支援補助金を受け ていないことの確認	☐ 私は、過去に和歌山市潜在保育士就労支援補助金の交 付を受けていません。 (↑該当する場合チェックしてください。)
同意事項	1 市が申請者について、和歌山市潜在保育士就労支援補 助金交付の審査に必要な住民情報を閲覧することに同 意します。 2 2 年以内に条件を満たさなくなった場合は、支援金を 返還することに同意します。 3 提出書類について、返還等ができないことに同意しま す。 申請者氏名（自署）
添付書類	(1) 保育士証の写し (2) 雇用条件の内容が分かる書類の写し (3) 前歴証明書又は保育所等に提出した履歴書の写し

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった和歌山市潜在保育士就労支援補助金について、次のとおり決定したので、和歌山市補助金等交付規則第 6 条及び第 13 条の規定により通知します。

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

- （１）和歌山市補助金等交付規則及び和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付要綱の規定に従うこと。
- （２）和歌山市補助金等交付規則及び和歌山市潜在保育士就労支援補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金を返還すること。

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

和歌山市長 様

住所

氏名

⑩

電話番号

和歌山市潜在保育士就労支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた潜在保育士就労支援補助金について、補助金の交付を受けたいので、和歌山市補助金等交付規則第 15 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

交付請求金額

金

円

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

和歌山市長 様

住所
氏名
電話番号

和歌山市潜在保育士就労支援補助金変更届

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
変更理由	